

## 非破壊検査技術技量認定証明書及び非破壊試験技術者資格証明書の不正行為（改ざん、偽造）に関わる処置について

(社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

当協会が認証（認定）する資格証明書において不正行為（改ざん、偽造）が行われたことが発見されました。既に、この事実に関連して2007年6月13日に当協会ホームページ（「非破壊試験技術者資格証明書」偽造についての注意）において資格証明書偽造についての注意を呼びかけておりますが、誠に残念なことです。

当協会では、認証事業本部倫理苦情処理委員会を中心に事実関係の調査を進めてきました。過日、その結果に基づいた処置を本人及び雇用先に通知しました。

非破壊試験技術者は、自己の有する技術をもって各種構造物などの健全性を保証することにより、社会に貢献するという崇高な任務を担っています。資格証明書の改ざん、偽造という卑劣な行為は、非破壊試験技術者全体、最終的には社会全体に対する悪質な挑戦と言わざるを得ません。今回の不正行為に関与した者の猛省を促すとともに本件についての事実関係と処置内容を次に公表致します。

### <資格証明書改ざん>

#### 1. 事実関係

A社から自社で雇用するB氏とC氏の技量認定証明書の有効期限がきているので、以後の処置についての問合せがあった。技量認定証明書のコピーを提出してもらったところ、有効期間が12年になっていた。調査したところ有効期限を改ざんしていることが確認された（両氏とも過去には資格を有していた）。

#### 2. 処置内容

本人への事実関係認否及び本人の申立て事由に対する事実確認などを経て、次の処置を決定した。

A社：JIS Z 2305に基づく雇用主としての証明資格を今後6か月間停止する。

B氏とC氏：今回の不正行為に関与していないと判断できるため処置の対象に該当しない。ただし、資格証明書の個人管理に問題があることを注意する。

### <資格証明書偽造>

#### 1. 事実関係

D社からE社勤務のF氏の資格情報照会が行われた。照会書とともに提出された資格証明書のコピーを確認したところ、当協会が発行しない個人登録番号と認証番号が使用されていた。調査したところ資格証明書を偽造していることが確認された。

#### 2. 処置内容

F氏からの報告書と本件に関するE社担当者への事実関係認否及び申立て事由に対する事実確認などを経て、次の処置を決定した。

E社：JIS Z 2305に基づく雇用主としての証明資格を今後2年間停止する。

F氏：今後2年間、JIS Z 2305に基づく認証のために実施する試験の受験資格を停止する。なお、受験停止が解除されたのち、試験に合格し資格を取得する場合、改めて資格登録者としての罰則を適用する。

JIS Z 2305に基づく認証制度では、資格登録者に「資格登録者順守事項」への誓約を求めるとともに、その資格登録者の雇用主についても「雇用主の順守事項」があります。非破壊試験資格の有無に関わらず、非破壊試験技術に関係している一人一人が不正を許さないとの視点で活動し、今回のような残念な事件への再発防止にご協力をお願いします。

また、当協会ホームページ（「非破壊試験技術者資格証明書」偽造についての注意）に記しましたように、資格の有無、発効年月日、有効期限等の確認については資格証明書の原本にて行われるようお願い致します。

(以上)